

令和5年度朝日町合併処理浄化槽設置事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共用水域の保全と快適で住みよい生活環境を作る、合併処理浄化槽設置事業を促進するための朝日町合併処理浄化槽設置事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するため必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 この奨励金の交付を受けられる対象者は、大谷地区集落排水処理区域を除く、朝日町全域において国庫補助指針に適合する合併処理浄化槽の設置者を対象とする。

(奨励金の限度額)

第3条 奨励金の種類及び限度額は、次のとおりとし浄化槽工事費を超えないものとする。

- (1) 若者定住奨励金 1基あたり 50,000円
ただし、合併処理浄化槽を設置した年度において、夫婦の一方が40歳未満、または18歳以下の扶養者が1名以上の世帯を対象とする。

(奨励金の交付期間)

第4条 この奨励金の交付期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(奨励金の申請等)

第5条 前3条の奨励金を受けようとする者は、奨励金交付申請書（様式第1号）に住民票謄本を添えて町長に提出するものとする。

(奨励金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請に基づき前2条に適合すると認めるときは、奨励金交付決定通知書（様式第2号）により奨励金の交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第7条 奨励金の交付の決定を受けた者（以下「奨励事業者」という。）は、事業が完了したときは実績報告書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(奨励金の確定)

第8条 町長は、前条の規定による報告があったときは、報告書等の審査及び現地調査等を行い、その報告を適正と認めるときは、交付すべき奨励金の額を確定し、奨励金額確定通知書（様式第4号）により奨励金の確定を行うものとする。

(奨励金の請求)

第9条 奨励事業者は、前条の規定による奨励金の確定の通知を受けたときは、速やかに奨励金請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消及び奨励金の返還)

第10条 町長は、奨励金事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は奨励金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき
- (2) 奨励金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他町長が奨励金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき

2 前条の規定により奨励金の交付決定を取り消された奨励事業者が、既に奨励金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ交付を受けた奨励金を返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。